

# 令和元年第4回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教育文化部長	足 立 篤 隆
会計管理者 兼会計課長	那 波 哲 也
総務課長	佐々木 正 道
企画課長	山 内 明
環境経済課長	伊 藤 博 臣
福祉子ども課長	花 村 定 行
健康介護課長	今 枝 貴 子
建設課長	森 泰 人
教育文化課長	田 島 茂 樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第3号）

令和元年12月17日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第71号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第3 第72号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第73号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第74号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第75号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第76号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第77号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第78号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第79号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例について

- 日程第11 第80号議案 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 日程第12 第81号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合理約の変更に関する協議について
- 日程第13 第82号議案 町道の路線認定について
- 日程第14 第83号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 第84号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 第85号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 第86号議案 令和元年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 第87号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により順次質問を許します。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に質問をさせていただきたいと思います。

1つ目は防災についてです。2つ目がジェンダー平等への取り組みについて。3つ目には就学援助制度についての3つをお願いいたします。

大きな災害から1カ月を過ぎようとしておりますけれども、このたびの台風や豪雨により亡くなられた方への御冥福をお祈りするとともに、被災された方々へのお見舞いを申し上げておきたいと思います。

それでは、1つ目からお願いいたします。

このごろの台風は地球温暖化による影響で海水温が上昇し、気候の変動に伴い、台風や集中豪雨や竜巻など起こりやすくなっているそうですが、千葉県最大の瞬間風速57.5メートルという風速による屋根瓦などが飛んだ状況や、堤防の決壊による被害の甚大さや、停電によって起こる水問題などを見ていると、私たちも心して災害の問題や課題、教訓を学び、対策や減災に生かさなければならぬと思います。

そこで、町民の皆さんからの声を踏まえて質問をさせていただきます。

まず、笠松町の水害としては、豪雨になったり雨が続けば木曾川と境川だと思いますが、松枝小学校区等の排水は羽島市とつながる逆川に流れるとお聞きしてしていますが、笠松町に降った水は、それぞれの川についてどのように捉えていったらいいのかお尋ねいたします。

2つ目に、千葉などでの災害では、台風15号、19号そして21号による豪雨と、1カ月の間に3度も台風に見舞われ、停電による暮らしへの影響は大変でした。笠松町では、停電になった場合にはどのような対策が考えられるのかお尋ねします。そして、非常用の発電機は、町内の自主防災会の単位で備えられているのでしょうか。また、避難所となる施設については、非常用発電機などについてはどのようなになっているのかお尋ねします。

3つ目に、避難所についてですが、赤十字のスフィア基準に沿う努力が求められています。その基準というのは、災害の避難者には尊厳ある生活を営む権利があるという考えに立ち、1

つ、1人当たりの居住スペース、2つ、トイレの設置基準、3つ、仕切りを設けるといったものです。また、食事についても温かいもの、野菜や汁物、暑さ寒さの対策など、命を守るための受け入れ体制が必要だと考えます。指定されている避難所の定員はどのようになっているでしょうか、お尋ねします。避難所となる施設の基準や、施設として備えなければならない備蓄品等の基準があるでしょうか、そして、その備蓄の状況をお尋ねします。

4つ目です。災害発生は昼夜どの時間で起こるかわかりませんが、地域での防災訓練は大切だと思います。まだまだ地域の取り組みには家族ぐるみでの防災訓練にはなっていないところが多いと思いますが、小・中学生も地域で一緒に参加する機会があるといいと思いますが、そのお考えを教育長さん初め町長にお願いいたします。

5つ目ですが、災害現地でボランティア活動をされた経験、災害現場での経験を聞く機会などを地域防災訓練の中に組み込んで行えるといいと思いますが、そのお考えをお尋ねします。

6つ目に、防災無線については、屋外からの情報は聞きづらかったと言われましたが、当町は行政無線があります。役所からの情報発信による住民への方法・ルートはどれだけあるのかお尋ねします。

次に、2つ目のジェンダー平等への取り組みについてお尋ねします。

ジェンダーとは、性差と訳すそうです。社会的、文化的に形成される男女の差異を意味する言葉ということです。よく私たちの周りでは、女やから、男やからという言葉が発せられるのを耳にします。私はこの言葉が発せられることが少なくなるごとに、ジェンダー平等の社会が前に進む目安ではないかと思っています。

1つ目、私は議員に当選させていただいた36年前は笠松町で初めての女性議員であり、羽島郡でも初めての議員でした。当初のころは、議場の4階には女子トイレさえありませんでした。役場庁舎のリニューアルでやっと安心して使える女子トイレができました。議場での執行部の席も男性ばかりでしたが、女性は現在、福祉部長で2代目ですが、1人から2人へとふえてほしいと思っています。政策・意思決定の場への女性職員の登用についての方針をお伺いいたします。

2つ目に、政府は働き方改革を提唱していますが、まず働く者の権利が守られ執行されていることが民主的な職場であり、明るい職場と言えると思いますが、長時間労働について、女性職員はどのような配慮がされているのかお尋ねします。また、女性職員の生理休暇、男性職員の育児休暇、職員全てにかかわる介護休暇についての制度と利用状況をお尋ねします。

3つ目ですが、結婚した場合は夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけです。結婚時に女性が改姓する例は96%ですが、もちろん男性も改姓でどちらかの姓を決めておられると思いますが、姓が変わることで仕事上など不利益が生じますし、選択的夫婦別姓、すなわち同姓にするか別姓にするかを自分たちで決めるとする民法、戸籍法などの条項を改めることにな

りますが、選択的夫婦別姓についてのお考えをお尋ねします。

4つ目に、性暴力被害に遭っても誰にもどこにも相談できない被害者は、内閣府調査では6割とされています。被害に遭ったとき、すぐにアクセスでき、身体的・精神的ケアを受けることは、被害回復に極めて重要で、医療や証拠保全を同時に行うことができる医療拠点型で24時間365日のワンストップ支援センターの設立が必要だと言われます。その支援センターが全ての都道府県に整備されたとありました。岐阜県は、いつ、どこに、どのような型なのかお尋ねします。

また、内閣府が1999年から、男女間における暴力に関する調査を3年に1回行っていることを知りました。ところが、私の資料の持っている中では2016年の資料によりますが、350万人前後の女性が被害に遭っており、小学生以下が11.1%、中学生が2.6%、中学卒業から19歳までが23.1%ということです。このセンターの存在を知らせることの意義は大きいと思いますが、どのように対応されているのかお尋ねします。

5つ目ですが、人手不足と言われ、外国人を受け入れる事業所などがふえています。国籍や民族の多様性を認め、地域でも受け入れるとともに、生きる学びの場所や機会をつくること望ましいと考えますが、御意見をお伺いいたします。

3つ目の質問ですが、就学援助制度についてです。

就学援助制度の申し込みについては、小学校入学後の手続きが基本になるのでしょうか、まずお尋ねします。入学以前に児童扶養手当を支給されている世帯については、福祉課で把握できていると思います。その児童扶養手当を受けている家庭の多くは、所得内容も把握されているのではないのでしょうか。全てを把握していらっしゃると思いますが、教育委員会との連携が必要かと考えますが、入学準備金の支給を入学準備に間に合わせられるとよいと考えますが、お考えをお尋ねします。ことしからは、中学生については入学準備金が入学前にできていると思いますが、小学校についてはどうだったのかお尋ねしているところです。

小学校も中学校もですが、修学旅行費についても前もって支給を希望する声がありますが、どのように考えておられるのか、教育長のお考えをお尋ねします。

諸物価が値上がりし、働き方改革と言われますが、働く者には厳しさがますます強まりつつあります。親の失業や病気などで入院となれば、児童・生徒への就学援助制度が役に立てると考えますが、この制度の周知についてはどのように取り組まれているのか、現状をお尋ねします。

以上をよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんの御質問にお答えします。

たくさんの御質問ありがとうございます。一つずつお答えしますので、よろしく願いしたいと思います。

まず1番、防災について。台風15号、台風19号から防災対策の充実や見直しについて、笠松の水害として、豪雨で雨が降り続けば、排水は木曾川と境川、逆川に流れると聞いているが、それぞれの川についてどのように捉えているのかというお尋ねに関してであります。

笠松町の内水の排水先は、木曾川と境川、逆川になります。円城寺と若葉町の旧堤防と新堤防に挟まれている地域の内水は、2カ所ある排水樋管から木曾川へ排水しております。下羽栗地域と笠松地域の大部分の内水は、中川町の第1三ツ目排水機と、桜町の第2三ツ目排水機から境川へ排水しています。境川は岐阜市を通過して羽島市小熊町の境川樋門から長良川に排水しています。松枝地域と笠松地域南部の一部の内水は、松枝幹線排水路から羽島市内を通過して、羽島市の小熊町島で逆川に合流しています。逆川は羽島市内を通過して、羽島市福寿町の逆川排水機で長良川に排水しています。長良川に排水できない場合には、緊急的に羽島市正木町の正木排水機吐出口から木曾川に排水する場合があります。

笠松町内の木曾川の堤防について、国土交通省木曾川河川事務所からは直ちに改修が必要な箇所があるとは聞き及んでおりません。

また、境川の堤防については笠松町内の堤防改修は既に済んでおり、今後、岐阜市内の名鉄名古屋本線から三井川合流点までの未改修区間については早期改修が望まれております。流域自治体では、近年、気候変動に伴う豪雨の頻発化・激甚化により毎年のように全国各地で洪水が発生していることから、国や県に河川の総合治水対策を推進していただくよう要望活動を行っているところであります。

続きまして、停電になった場合にはどのような対策が考えられるのか。そして、各自主防災会に非常用の発電機は備えられているのか。また、避難所施設はどうかのお尋ねでございます。

ことし千葉県で甚大な被害をもたらした台風15号では、記録的な暴風雨により送電網が損傷し、大規模かつ長期間にわたる停電状態に陥りました。

町としては、平常時から中部電力と停電発生時の対応など情報交換を行い、災害時における連絡体制の確保に努めているところではありますが、当町に同規模の台風が直撃した際には千葉県の事例と同様の事態になることも考えられ、そのような状況になった場合には、やはり各家庭における事前の備えが必要不可欠であるため、停電に対する住民一人一人の防災意識の高揚を図る必要があると考えているところであります。

そして、自主防災会の発電機に関する御質問については、全ての保有状況までは把握しておりませんが、これまで2つの自主防災会において町の自主防災会防災備品整備事業補助金を活用して発電機合計4台の整備を進められており、他の自主防災会におかれましても、この補助制度を活用して計画的な防災備品の整備を進めていただきたいと考えております。

また、町の避難所については、35の指定避難所のうち各地域の主要な避難所となる14の施設に最低限の電源確保ができるよう常時発電機1台を配置しているほか、県町書庫等に16台の発電機を保有し、停電の状況に応じて柔軟な対応ができるよう整備しているところであります。

続きまして、避難所の定員はどのようなかというお尋ねでございます。

人道憲章と人道対応に関する最低基準、通称スフィア基準には、長期の避難所生活において最低限満たされるべき基準などが定められており、2016年4月には内閣府の避難所ガイドラインにおいて参考すべき国際基準として位置づけられたところであります。

このスフィア基準では、避難所1人当たりのスペースについて3.5平方メートルといった基準が示されておりますが、町では岐阜県の避難所運営ガイドラインに沿って、1人当たり3.3平方メートルの基準により避難所の定員を定めており、指定避難所35施設の収容可能人員は、地震災害時では5,576人、洪水災害時では3,988人となっております。この地震災害時における収容可能人数は、地域防災計画において想定している地震災害時の最大避難者数4,140人を収容できる状況にあります。

また、洪水災害時においては、近年各地で発生している大規模な浸水被害が笠松町において発生した場合には、町内の避難所だけでは対応し切れないことも考えられることから、町では平成27年に岐阜圏域の周辺市町と大規模災害時の越境避難の協定を締結し、広域避難を視野に入れた避難体制について協議を実施しているところであります。

続きまして、避難所施設の基準や、備えなければならない備蓄品等の基準はあるのか、そして、その備蓄の状況についてのお尋ねでございますが、指定避難所施設の基準は災害対策基本法施行令において定められており、被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。速やかに被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること。想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであることなど基準が設けられており、地震災害時では耐震の状況、洪水災害時では立地場所の浸水状況等を考慮し、それぞれ避難所を指定しているところであります。

また、各避難所の備蓄品については、先ほどのスフィア基準を初め国等のガイドラインを参考に、1日分の食料のほか防災マットや間仕切り、毛布、段ボールトイレ、発電機、携帯用充電器など、避難所生活において最低限必要となる備品から順次整備を進め、避難所の衛生環境の向上並びに避難者の健康維持に努めているところであります。

続いて、情報発信方法はどれだけあるかのお尋ねでございますが、災害時の情報発信方法としては、防災行政無線放送を初め、あんしんかさまつメール、10月から運用を開始しました町公式LINE、各携帯電話会社が提供する緊急速報メールを活用した情報発信を行っており、大規模な災害が発生した場合など、状況によっては広報車を活用した情報発信を行い、住民の皆様に必要な情報をお伝えできるよう努めているところであります。

また、県の被害情報集約システムに入力した情報が各報道機関に提供されるシステム、ＬＡＲＴを構築しており、笠松町の被害情報等がテレビ等の報道機関を通じて情報発信されます。災害時に必要な情報は、さまざまな場所、状況にある方にお伝えすることが重要であり、特定的手段に捉われない情報発信の多重化を図る必要があると考えておりますので、今後もあんしんかさまつメールや公式ＬＩＮＥの登録など一層促してまいりたいと考えております。

続きまして、小・中学生の地域防災訓練の参加について、小・中学生も地域で一緒に参加する機会があると思うが考えはとのお尋ねでございます。

毎年実施しております各地域の自主防災訓練のアンケート結果においても、子供の参加者の低下に関する意見が寄せられており、課題の一つであると認識しております。

リバーサイドカーニバルや12月実施のかさまつちびっこまつりでは、かさまつ防災士会によるブースが出展し、子供だけでなく親子そろって防災に触れられる機会を提供するほか、職員が小・中学校に出向き防災授業を実施するなど、防災に関心を持ってもらえるよう取り組みを行っているところであります。今後、他市町の事例等も調査研究し、民間団体との連携した子育て世代向けの防災セミナーの実施など、親子そろって学ぶ機会を創出し、子育て世代の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、災害経験者や専門家、防災士等による地域講座について、災害ボランティアを経験された方の話を聞く機会を防災訓練に組み込むことについての考えのお尋ねでございますが、町では地域の防災意識の高揚や地域防災力の強化を図るため、毎年自主防災会協議会と共催により防災講演会や図上訓練を開催しております。防災講演会には防災に精通された方を講師にお招きし、災害現場でボランティア活動された経験を踏まえた講話や、笠松町の地域に的を絞った災害・防災をテーマに御講演いただいております。住民の皆様の関心も高く、毎年200名ほどの方々に御参加をいただいているところであります。また、今年度実施の防災訓練において、社会福祉協議会協力のもと災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施された自主防災会もあり、災害復旧時の状況など、災害ボランティアの体験談を交えた訓練が実施されました。今後もこうした機会の提供に努め、地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2番目のジェンダーへの取り組みについて、ジェンダー平等の取り組み、政策意思決定の場合の女性登用についてのお尋ねでございます。

男女共同参画社会基本法の理念として、性別によって差別的取り扱いを受けない男女における人権の尊重や、国・地方公共団体等の政策決定への男女の共同参画などを掲げており、笠松町においても昨年度策定した第3次笠松町男女共同参画プランに基づき、男女がともに参画し、個性と能力を発揮できるまちづくりに取り組んでおります。政策方針決定過程への女性の参画機会の拡大を図り、女性の視点を生かしたより幅広い多角的なまちづくりを進めるため、第3

次笠松町男女共同参画プランでは、委員会、審議会等への女性の登用率30%以上を目標とするほか、女性職員の管理職等への登用促進を掲げております。今後も管理職への女性の登用については、職員の適性或能力を勘案し、積極的に進めてまいります。

続きまして、長時間労働における女性職員の配慮、女性職員の生理休暇や男性職員の育児休業、職員の介護休暇についての制度と利用状況についてのお尋ねであります。まず長時間労働につきましては、職員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、組織の適正な人員配置に努めるとともに、超過勤務予定の事前確認の徹底など、職場におけるマネジメント強化を図り、業務の適正化・効率化に取り組み、男性・女性にかかわらず長時間労働の抑制に努めているところであります。

休暇制度と利用状況につきましては、御質問の女性職員の生理休暇取得者は今のところおりませんが、男性職員の育児休業については、過去、平成24年、平成26年に2人が取得しております。その他、男性の育児参加の促進を図るための休暇として、妻の出産に伴う休暇や、妻の産前産後に伴う休暇などの制度を設けており、出産に伴う男性職員の休暇は昨年度3人、今年度1人が取得し、産前産後に伴う男性職員の休暇は昨年度1人が取得しております。また、家族等の要介護者を介護する職員が取得することができる介護休暇については、平成29年度に男性1人、女性1人の合計2人が取得しているところであります。引き続き、育児や介護と仕事の両立を支援し、継続的な勤務の促進や職員の健康に配慮した職場環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、選択的夫婦別姓等について、選択的夫婦別姓制度の導入に当たっては、御指摘のとおり法律の改正が必要となりますが、婚姻制度や家族のあり方と関係する重要な問題であることから、国民の理解のもとに進められるべきものだと考えます。

国が平成29年に実施しました家族の法制に関する世論調査の結果では、婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ姓を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はないとの回答が29.3%、夫婦が婚姻前の姓を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の姓を名乗ることができるように法律を改めても構わないが42.5%、夫婦は必ず同じ姓を名乗るべきだが、婚姻前の姓を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては構わないが24.4%となっており、考え方もさまざまであります。町としては、今後、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向を踏まえた国の議論の動向に注視をしていきたいと考えています。

続きまして、県が設置した性暴力被害者を支援するワンストップ支援センターとその周知についてでございますが、性暴力被害者を支援するセンターといたしましては、岐阜県が平成27年10月15日から県のシンクタンク庁舎内にぎふ性暴力被害者支援センターを設置されています。このセンターはワンストップ支援機能を有しており、具体的には岐阜県、岐阜県警察、県産婦人科医会、県臨床心理士会、県弁護士会の5者で協定を締結され、相談センターを中心とした

連携型で、公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターに委託し、運営されています。また、相談は24時間電話やメールにて受け付けており、相談内容によっては協力病院、警察などと協力し、支援が行われています。この支援センターの周知につきましては、毎年県より県内の中学校・高校を通じてリーフレットが配付されており、また町のDV被害者相談窓口である福祉子ども課や他の公共施設においてもリーフレットの配置やポスターの掲示などを行い、周知に努めております。

続きまして、ジェンダーの取り組みについて、外国人に対する学びの場所や機会についてのお尋ねでございます。

当町における在住外国人は、11月末現在で379人となっており、その大半は技能実習生であります。実習生は入国の際に管理団体により320時間の日本語指導を受けることが義務づけられており、またその他の方は中・長期にわたり在留している方が多く、当町在住の外国人の方のほとんどは日本での生活一般に関する知識を取得しており、現在のところ日本語や日本文化を学習する機会の要望はありません。しかし、先日、日本に長期に在住している子育ての外国人のお母さんが、他の在住外国人のお母さんを支えたい、お互いの文化の理解を深めたいとの思いを持たれ、町もその趣旨に賛同し、協働型町民活動促進事業として交流組織の支援を行っております。この12月に初めての交流会が開催され、外国人親子や実習生が参加し、災害時の行動や日本人参加者から日本文化を学ぶなどの活動をされ、今後も定期的開催されるようです。町では、このような外国人が自主的に問題解決に取り組む活動団体に対して、今後も引き続き支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 就学援助制度の御質問についてお答えをいたします。

まず就学援助の申し込みの手続につきましては、在学中の児童・生徒につきましては1月の初めに全保護者を対象に御案内をいたします。小学校への入学者に対しましては、10月に実施する就学時の健診の際に、それから1月中に発送します入学通知書の裏側に御案内を入れます。さらに1月末から2月初旬に実施する半日入学でも御案内をしています。これらに加えて広報1月号でも案内しておりまして、繰り返し漏れがないような案内に配慮しているところでございます。いずれの場合も就学援助申請は、収入を証明する所得証明や源泉徴収票等の必要書類を添えて小学校入学者は1月の末日まで、在学中の児童・生徒につきましては2月末日までに申請をお願いしているところでございます。

令和元年度に中学校へ入学した生徒を対象として3月中に新入学生徒学用品費の支給を始めました。この令和2年3月末までには小学校に入学する児童を対象として新入学児童学用品費の支給ができるように準備を進めているところでございます。

次に、町福祉部局との連携についてでございますが、学校教育法の施行令第2条第2項には、

学齢簿の編製は当該市町村の住民基本台帳に基づいて行うものとする定められておりますし、第4条には住所地の変更に係る児童・生徒の転入届を受けたとき、市長村長は速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に報告しなければならないというふうに規定されておまして、町の持つ情報の収集については2つの内容のみが法的に定められているものでございます。福祉部局には教育委員会への報告の義務はございませんが、教育委員会から届きました就学援助に関する文書を活用していただきまして、児童扶養手当の認定を受けた世帯も含めて就学援助制度についての御案内に協力をしていただいているところでございます。就学援助制度は児童扶養手当支払通知書等の必要書類を整えて申請をしていただいた後に認定作業を進めます。あくまでも申請に基づく制度でございます。

小学校に入学する児童に対する新入学児童学用品費を3月中に支払うことにつきましては、先ほども述べましたとおり繰り返して御案内し、漏れのないように配慮しているところでございます。

次に、小・中学校の修学旅行費を前もって支給することについてお答えをいたします。

修学旅行費につきましては、小学校では親の経費負担を少なくするために、小学校に入学した1年生から、あるいは4年生ぐらいから毎月1,000円くらいずつ積み立てているという学校であったり、修学旅行の前一括して集金するといった学校がございます。中学校では一括または分割を選択して直接旅行者に払い込む方法をとっています。

修学旅行は各学校で実施時期が異なります。その修学旅行にかかる就学援助金は、学校からの旅行代金の内訳書、実施報告書が教育委員会に届いた後、一番近い就学援助支給日に実費として支給されているのが現実でございます。修学旅行は各学校で実施日や旅行先、費用が異なります。欠席者があると費用負担の変更も生じることになります。就学援助金は実費支給のために、これを実施前に支給するということは、こういった現状から困難でございます。

学校が徴収する諸費は、学習費、積立金、PTA会費等学年で異なりまして事務が大変煩雑であることも踏まえまして、徴収方法の改善は私どもの喫緊の課題だと考えています。先ほども述べましたとおり、既に中学校では保護者が、例えば10月から3月までに振り込むというような形で2年生の途中から分割して業者に振り込む方法、それから一括して業者に振り込む方法が選択できるように業者と打ち合わせができています。就学援助の支給を受けている御家庭にありましては、後払い申請書というのを旅行者に提出すれば就学援助金の支給後に振り込みをすることが可能というふうに中学校ではされております。この方法であれば就学援助金受給の御家庭の負担が軽減でき、かつ学校事務の軽減にもつながります。この方法の導入について、小学校にも検討を始めたいと思っているところでございます。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 私のほうからは、就学援助制度について、児童扶養手当受給者

の対応についての児童扶養手当受給者の把握と教育委員会との連携についてにお答えさせていただきます。

当町における児童扶養手当の受給者数は、令和元年11月末現在で受給資格者数160世帯、対象児童数216人であります。また、児童扶養手当の新規認定の際には、福祉子ども課の窓口において就学援助制度の説明や教育委員会の案内文を配付するなどの周知を行っております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 御丁寧な、また、よくわかりやすい答弁をありがとうございました。

それで、まず防災からお願いしていきたくと思いますが、まず1番の川について、基本的には長良川と木曽川に笠松の雨水は排水していくわけですが、お聞きしますと長良川があふれて危険になれば、それをとめざるを得ないことも起こる、排水ができなくなるということが起こりますよね。床下浸水だとか昭和51年ぐらいのときだとか、結構起きていますよね。こうした場合ということで、今円城寺にほぼでき上ってきた貯水池なども生かされていくことだと思いますが、そうしたパイプライン化した間に水をためるとかするんですが、その内水に木曽川、境川、逆川が満水になって危険になって笠松の中で水を保たなければならないようなことも、これまでの様子を見ていると起こりそうですよね。そういうときに最大限、2日、3日と降り続くようなことも起こりそうですが、どれぐらい安心できるものなのか、また危険な区域、低い土地という部分はどのように考えていらっしゃるのか。それによって避難所などの場所もどこかに移さなければならないような箇所もあるのではないかと思います、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今の長野議員の御指摘された御質問は、先般の水防団長会議でも非常に懸念されている問題でありまして、これまでですと木曽川の堤防が決壊したというのが境川も含めまして大きな想定内容だったんですが、これからは、今言われたように内水の冠水というのは非常に検討すべき課題だと思っております。

今年度中に新たなハザードマップが配付されますので、またそれを見ながら、そして言うなら洪水時の避難場所も、これまで公民館、公共施設等が中心でしたが、これからは民間の高い建物も避難所として考えていかなきゃならないと思っておりますので、その点も含めまして積極的に検討していきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 急がないといけない問題だと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

それから、防災備品の関係なんですけど、町として年間の計画ができますね。その中で各自主防災会が要望をしたのに応えていく形なのか。例えばさっきの発電機のようなのは、やっぱり町内会で備えるべきものではないかと思うんですが、そのあたりのお考えをお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） あくまでも自主防災会は自主でございますので、やはりそれぞれの地域の世帯状況により違ってくると思いますし、またその年の役員さんによって考え方が大きく変わる場合があるんです。例えば町内によって前の年の役員さんは水を備蓄しようという考えの方で、でも別の年になると、今度はテントとか発電機にしようとか、そういったことがあります。まずは各町内会の皆さんで、自分たちに必要なものは何かということを検討してもらい、きのうの答弁もさせていただきましたが、それが自助・共助・公助の共助に当たると思います。ですので、自主防災会の中で話し合いを進めていただいて、それで足りない部分は町のほうでサポートさせていただくというのが、私としては非常に望ましい地域防災のあり方ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） その点は引き続きよろしくお願ひいたします。

その次なんですけど、防災無線、おかげさまで私たちそれぞれ戸別の1戸ずつにあるんですけど、家の中の防災ラジオは大事な施策だと思うし、全戸にあるようにするべきです。特に年寄りなんかはなかなか文化的なものには弱いので、そうしますと一度調査をする必要があるのではないかと思うんです。基本的には引っ越していらっしゃる方などは住民登録するときに説明され、そうした備品を備えていかれるようですが、もうこれまでの中で不要というようなことを言っているような人もいますけど、今改めて再認識しているように思いますので、一度調査をし、ないところには勧めていくような方向をお願ひしたいと思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 来年度、その点におきまして自主防災会と協議して、またその地域の方々に聞こえないとか、そういった意見がありましたら積極的に吸い上げて、地域の皆さん方と相談しながら進めていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 外の電柱についているのですが、実は長池の幾つか、2カ所か3カ所つけてくださっていると思うんですが、それがちょうど松枝小学校の北側に当たる、長池の8班、9班か7班か、そのあたりのところが聞こえないんですよ。要するに学校の講堂があるの

で、運動会などでも全然運動場側で起こることは聞こえないんです。ですから、一度高さを考えていただくか、あのあたりもちょっと考えていただき、また外のをふやしていかれる計画があるのかどうなのかをお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今のところ、外の子局をふやす計画はありませんし、例えば台風の時、暴風雨のときは多分聞こえないことになります。先ほど長野議員のほうから、ITとかスマホを高齢者は使いづらいとおっしゃいましたが、できましたらそういったことも取り入れていただいて、LINEとかメールですとそういった天候等関係なく確実に情報が届きます。また音ですと聞き漏れとか、また聞き間違いという危険がございます。そういったものに積極的に挑戦していただくということも、また別の意味での認知症予防ともつながってきますので、また啓発を議員のほうからもよろしくお願ひしたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 防災のほうはよろしくお願ひいたします。

そしてジェンダー平等ですが、これは男女共同参画に従い、また私たち女性も積極的に行うことにより進めていくことだと思います。が、ただ性暴力の関係は、県に1つあってもそこまでの入り口がわかりにくい。笠松の中にはお産の関係とかいろいろ整理されてきているたくさんのもありますが、そういうものを受ける窓口を知らせていただくことが大事ではないか。おかげさまで笠松町は宿直もありますし、役場の中のどこかだろうと思いますが、ぜひその窓口を周知していき、また広報などでももっともっと知らせていく、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

それから就学援助制度は、いつ起こるかかわからないので、年度当初だけじゃなしに常にお子さんや親御さんの生活の様子を見詰めていきながら進めていただきたいということを思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

一般質問を続けます。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、笠松町の特産品開発についてと、避難所指定される公共施設などへのフリーWi-Fiの設置について質問させていただきます。

まずは、笠松町特産品開発についての質問を行います。

特産品については、議会研修でもさまざまな地域のことを研修してきました。そこで学んできたことを総合的に考えてみますと、その地域独自の農産物の特産品を考えた場合は、次のようなことが考えられます。

地域的もしくは気候的弱点。いわゆる負の部分の逆手にとって、そこでしかできない農産物を特産品として開発されています。急な斜面、冷たい東風、砂地等、ほかにはない負の部分の克服することで特産品開発にこぎつけています。私たちの笠松町で考えてみますと、温暖な気候、十分な日照時間、適度な降雨量等いわゆる負の部分が少ないことで、比較的多品種の農作物がつくられています。そのため、決定的な特産物が出にくい状況ではないかと考察することができます。現に笠松町でも行政指導で特産品開発事業を行ってきましたが、今のところ明らかな成果は出ないままに推移しているのではないかと考えられます。

何年か前にそんなお話をお聞きしながら、内容が笠松競馬場の話になりました。以前は多くの交付金が組合構成自治体に交付されていたこともあり、一定の存在意義は周知の事実でした。2004年から2005年にかけての存廃問題以降さまざまな努力が払われ、現在の存続にこぎつけています。しかし、環境ということからいえば、生き物を扱うということ自体の負の部分、ギャンプルであるということ自体に対する負の部分がクローズアップされているのも残念な事実となっています。

そこで、馬ふんを堆肥化して野菜をつくるのができないかとお話をいただきました。肥料会社にコンタクトをとり、研究を2年ほどしてまいりました。ことしの春、瑞浪市にある微生物を扱う企業を紹介していただきました。その社長さんのお話の中で、馬ふんがお宝であることを知らされました。これこそが笠松町の特産品になる上に、特産品開発のもとにできることが判明しました。そこで、馬ふん堆肥のことについて触れておきます。

競馬場で競馬馬のふんは、管理された食物を食べ、管理された薬剤しか使用できないことで、とてもトレーサビリティのとれたものであることから、有機JAS認証も視野に入れることができるようです。さらに前出の社長さんに聞いたところによると、宮内庁式事で使用されるお供えや野菜や、皇室の方が食べられる野菜も馬ふん堆肥を使用されていると聞きました。

そこで、馬ふん堆肥の活用方法をさまざま考えてみました。馬ふん堆肥の活用方法としては、それを使って育てた有機野菜を笠松ブランドとして販売、ふるさと納税の返礼品での展開、ダンボールコンポスト成果物とのリンクによる生ごみの削減、成果物の買い取りも視野に入れられるのではないかとこのように考えています。それを使ったレンタル農園を展開することで、休耕田を農地として保全できること。農地の地主の方の作付指導と組み合わせれば、現金収入

とともに高齢の方への生きがい提供も可能になるのではないかと考えています。

レンタル農園では、来年度から展開される5G技術を活用することで、さらに大きな発展が望めるのではないかと考えています。

11月23日に環境の会羽島さん主催の映画を見てきました。「世界が食べられなくなる日」です。農薬と遺伝子組み換え作物がもたらす影響についての内容でした。この有機JAS認証の馬ふん堆肥で育てた野菜を学校給食で提供できる環境や、気軽に一般家庭が入手できる環境が、タウンミーティングで町長が話された意識の高い方への大きなアピールと、移住動機の根拠となると考えられます。

さらに、SDGsに適合した事業にもなり得るということです。SDGsとは、外務省ホームページによると、持続可能な開発目標とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず先進国自身が取り組むユニバーサルなものであり、日本国としても積極的に取り組んでいますとあります。岐阜県での取り組みの評価は大変低いというふうにお聞きしました。また、お隣の滋賀県はSDGsに対する取り組みが全国でもかなり優位なところにあるというふうにもお聞きしました。

現在、馬ふんの処理はCSFの影響で堆肥化ができず、三重県の民間業者で埋め立て処分が行われ、今議会に競馬場予算補正により笠松町も補正予算が組まれています。その年間費用は1億円近くになっていると思われれます。お聞きしたところ、競馬場としては安く手離れよく処理できればそれでいいと考えているのではないかと思う部分もあります。それで、非常に安価で処理できる施設を視察されているようです。私はその施設と思われる初期段階のものを、2005年1月15日に滋賀県大津市まで個人的に視察に行っています。現在の資料を見ても、当時も、原理が全く理解できないままです。私が見てから15年ぐらいたちますが、現在でもその装置が大きく取り上げられたことは私は知りません。

競馬場がある自治体として、馬ふんを処理するものだと考えるのか、またはお宝になり得ると考えるのかは、大きな分かれ目だと感じています。この件に関しましては、笠松町議会、笠松競馬場担当部局、田中県議会議員の皆さんに御説明させていただいております。資料を見ていただく限りでは、堆肥化を選択することが笠松町によりベターな選択に感じられます。

そこで提案ですが、一度馬ふん堆肥を試作し、その有効性の検証をしてはどうでしょうか。無駄な経費は少しでも早く解消しなければなりません。町の方向性を考えるときには検証をしっかりと行い、遅滞なく決定しなければならないと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、2番目の避難所等に指定された公共施設等へのWi-Fi設置についての質問を行います。

ます。

現在、笠松町の公共施設で一般向けフリーW i - F i が常時設置されている施設は、歴史未来館だけだと思っています。この施設で行われる会議等ではネット環境を供することができ、大変助かっております。

本庁舎ではこうした環境がなく、職員が使用するP Cもセキュリティーの関係上から、ネット環境につながっているP Cには制限があります。何か調べ物を行うときにも、自分のスマートフォンを使用せざるを得ない場合もあるとお聞きしました。個人的に通信費用を負担させていることになります。

また、避難所として指定されているところには、どこにW i - F i 設備が設置してあるのかわからない状況です。報道で見たところ、避難所にW i - F i 環境があることは非常に助かったとあります。災害時の情報伝達手段としてのW i - F i 環境の整備は、必要不可欠なインフラと言っても過言ではありません。住民の皆さんの利活用だけでなく、避難所運営にとっても欠かせないものではないかと考えられます。

たび重なる災害を見据え、総務省が平成30年2月、2020年に向け、全国3万カ所のW i - F i 設備を目指してを発し、平時と災害時におけるW i - F i の活用を現在推進しています。特に、平常時における学校教育現場でのW i - F i 環境の整備は、必要不可欠であると考えています。

当町では、小・中学校への校舎内へのW i - F i 増強が既に整備が進んでいると思いますが、体育館や運動場への整備はできていないと思います。ここでの整備が緊急時に役立つだけでなく、日常の学校教育での一層の活用が望めます。中央公民館においても、さまざまなイベントにおいて利活用が望めます。電子黒板を全ての教室に配置し、タブレットも進められています。学校教育や住民活動に資するとともに、非常時にも役立てることができます。

岐阜市の公共施設のW i - F i 整備はN T TのD o S P O Tを利用してはいますが、さまざまな問題点もあります。ほかにもさまざまな方法があると思いますので、検討をお願いいたします。学校、公共施設へのW i - F i 化についてのお考えをお聞かせください。

また、関連ではありますが、笠松町ホームページでは避難所の場所にトップページから直接アクセスすることができません。これは非常時に確認することを阻害する可能性があります。トップページからの直接のアクセスを検討していただきたいと考えますが、どうでしょうか。避難所の収容人数等の想定があるならば、その人数と地域ごとの人口に対する比率もお知らせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんの御質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

笠松町の特産品開発につきまして、競馬場のあるまちとして馬ふんを活用した特産品開発を考えてはどうか、馬ふん堆肥の検証等についてのお尋ねでございますが、馬ふん堆肥の試作と検証について申し上げますと、馬ふんは事業系一般廃棄物に該当することから、第一義的には処理責任は笠松競馬場でございます。そのため、現在笠松競馬では堆肥化を含めた資源化、減容の方法、またその処理方法を導入した場合における設備投資から運営に至るまでの費用の比較、その他再生処理に資源化されたものの供給ルートなど、それぞれの優位性やデメリット、不確定要素などを洗い出し、最良な方法を選定するための調査研究を進めているところであります。

議員が言われる馬ふん堆肥を利用した特産農産物の開発、遊休農地解消の一助となる農地貸し付け、ひいては農業振興による生きがいの場の確保など、実現ができればすばらしい構想であると思います。しかしながら、私の考えといたしましては、特産品等の開発のためには採算を踏まえた商品開発、生産、販売、売れる商品づくりのための市場調査が必要であり、また当町の農業経営に目を向けた場合、大部分の農業者が高齢化、後継者不足などにより農業経営に不安を抱えている中、馬ふんを利用した農業経営が成り立つかどうか不透明な部分がございます。そのため、町が馬ふん堆肥の試作と有効性を検証するに当たりまして、公共・公益性、費用対効果、継続性もあわせて考えなくてはなりません。よって、議員が言われる馬ふん堆肥の活用方法を実現するため、どこの農場で誰が生産し、どのような購買層を狙い販売展開するのか等々の具体的な方策がわかりませんので、現時点では判断できかねますが、そのような事業につきましては行政主導ではなく、まずは民間発想で道筋を立てて、民間の力によりある程度の成果を出してもらい、その上で行政がバックアップするほうが事業として成功かつ継続する可能性が高くなるものと考えております。

続きまして、避難所指定された公共施設等へのWi-Fi設置について、公共施設のフリーWi-Fi環境の設置、学校、公共施設へのWi-Fi化についての考え方についてのお尋ねでございますが、住民の皆さんが災害時に素早く判断し、適切な行動が行えるよう、当町では防災情報や避難情報を防災行政無線やテレビ、メール、LINE、ホームページといった複数の伝達手段に展開しております。中でもスマートフォンが普及し、ことしの大型台風で被災した自治体などでリアルタイムな情報提供、あるいは被災報告を行っていた事例は、インターネットが災害時の最も重要な通信手段の一つであることを再認識いたしました。これまでも公共施設や避難所等へのWi-Fi環境の整備について検討を重ねてまいりましたが、費用対効果や国の補助事業を活用しても高額であり、町の財政負担や維持管理経費がネックとなり、導入するには至っておりません。

また、小・中学校における普通教室、特別教室におけるWi-Fi環境は、学校教育活動の

み利用できるものであり、一般の方へ開放する仕組みは講じておりません。しかしながら、公共施設のW i - F i 環境整備については、防災対策や住民サービスとして進めるべき施策として考えますので、来年度は訪問者が多く住民の皆さんの利用効果が高いと思われる役場庁舎、中央公民館、福祉健康センターにW i - F i 環境を整備してまいりたいと考えております。そして、その導入効果を検証して、その他施設への整備を検討してまいります。

続きまして、近年多発する自然災害等にインターネットが果たす役割はますます大きくなっているということを踏まえ、公共施設へのフリーW i - F i の設置をすることによる環境整備を考えてみたらどうか、その中の避難所情報ホームページのトップページからアクセスできるように検討していただきたいとの御質問でございますが、ホームページのトップ画面には防災・防犯情報の項目を設けてありますが、御指摘のように避難所マップへアクセスするには、総務課のページを経由する形となっております。特に、緊急時など迅速な対応が求められる状況にあっては、より簡単なアクセスが求められますので、早急にホームページの改善を行い、アクセシビリティの向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは各避難所の収容人員等想定があるならばどのような状況かというお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

先ほど長野議員さんの御質問にもお答えをさせていただいたところでございますが、町域全体では35カ所の避難所を設定させていただいておりまして、収容人員の総数では5,576人という状況になっております。地域ごとに申し上げますと、笠松地域が13カ所で3,067名、松枝地域が14カ所で1,366名、下羽栗地域が8カ所で1,143名といった状況になっております。こちらのほう、直近の人口の比率と避難者想定であります4,140人という数字で単純に除しますと、笠松地域、下羽栗地域につきましてはほぼ充足できる状況になっておりますが、松枝地域におきましては充足率は73%という状況になっております。ただ、被害状況等の発生状況については災害によってまちまちでございますので、現状ではそういった状況にあるということで認識をいたしております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 非常に前向きな答弁と、ちょっと考えていただいた答弁とありがとうございました。

まずは避難所の関係で、関連で一つだけ聞いておきたいと思っておりますけれども、先日の台風水害のときにニュースで、避難所への入所を住民票がない方へは断った自治体があることをお聞きしましたが、笠松町ではどのように考えておられるのか、その件についてお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） その件については、一般的に避難を求められている方はどのような住まいの方であれ、あるいは国籍等関係なく、やはりこれは救うのが人道的で当たり前のことであります。ましてや住民票がないというのはどうやってそのときに確認したのか疑問であります。当町におきましては全て要望された方は受け入れるというような方針であります。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それから無線LANの件ですが、役場庁舎と中央公民館と福祉健康センターをまずやるということでしたが、そこのどのエリアをやられるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 現在のところ、役場にはアクセスポイント1階・2階各2カ所、3階・4階は各1カ所を想定しております。その他の施設については、公民館が1階と3階、福祉健康センターが1階と2階となっております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

まず、役場では4階に1カ所ということなんですけれども、きのう議会改革特別委員会の打ち合わせで、議場へもぜひWi-Fiの設置をしていただきたいと。将来のペーパーレス化も視野に入れつつ、できれば議場を動画配信するなり、例えば役場1階のロビーで見たいなると、より開かれた議会を目指すためには議場にもWi-Fiが必要だということで、皆さん議員の方に納得していただいたのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） まず、4階は大会議室です。

今回の設置につきましては、冒頭にも答弁させていただきましたように、まず住民サービス。私も町民ファーストの視点でやっております。議会改革の一環としてこういったものをやられるということでしたら、またそのとき改めて、当然今のお話ですとタブレット導入になりますと経費負担がかなり出てくると思ひまして、その点も含めまして皆様方と協議しながら進めていきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

議員は住民の代表であります。議員は住民ファーストの一端だというふうに思いますが、今回のこれで整備するかは別にして、また議会のほうからも要望させていただきますので、検討

していただきたいというふうに思います。議会のことを考えるということは、住民のことを考えるということだと私は考えておりますが、その辺のところを考慮していただきますようよろしくお願いたします。

あと中央公民館は1階と3階というふうにお聞きしましたけれども、2階には視聴覚室があって、ここはパソコンの講座が開かれておりますけれども、講座についてどのように考えておられるかお聞きいたします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 中央公民館の視聴覚室の今後の活用ということでございますが、今お使いのとおり現状のままを想定しておりまして、あそこの施設を利用する方のみ使っていただけるということで考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

パソコンのネット環境については、今つながる状態であるというふうにお聞きしましたが、OSはウインドウズ7ということで、サポートされなくなった場合にウインドウズ7をウインドウズ10にアップグレードするのか、それともセキュリティー上の問題で、もうネット環境をなくしてしまうのか、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 基本的には更新しません。そしてまた、基本的に、将来的にといいますか、ネットの環境のほうもパソコン本体が古くなった場合は利用者の方々に持ち込んでいただくというようなことになるかと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 本来パソコンを持ち込んでいただくような考えだということなんですけれども、じゃあネット接続環境についてはどのようにお考えですか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） W i - F i の環境はそのままありますので、持ち込んでいただいたタブレットなりパソコンでその環境を使っていただくということになると思っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） わかりました。

いずれにしても、例えば今ですと、場合によってはスマホの講座を開かれる場合は、ポケッ

トWi-Fiを講師の方自身が御用意されている場合もあると聞いております。先ほど言いましたように、高齢者の方のネット環境を整備して使いやすくしていく、町からの発信を受け取りやすくしていくというためには、そういう講座も継続的に広く皆さんに周知して受けていただくというのが町のためにもなるのではないかと思います。それと、きのう松枝グランド・ゴルフ大会では、役員の方がネットですぐに公表して非常に情報発信を素早くされて、たくさんのアクセスもいただいているようです。そう考えますと、そういうところの環境整備を整えていくというのは結果的に町の施策をしやすくしていく方向になると思うんですが、その点についてはどうにお考えですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） これから5Gとかもいろいろ新たにありますので、そういった世の中の流れもしっかりと把握しながら、また調査研究していきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

先ほど学校のほうは学校の教育にのみという話だったんですけども、それは例えば、非常時に避難所として学校校舎自体が開放されている場合でも開放はできないということではないでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

現在の状況では、災害時でもフリーにならない状況でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） わかりました。

なかなか新たにそれ用に導入するのは難しいかと思っておりますけれども、今後の検討課題というふうにしていただきたいと思います。あと一つ、今学校にあるPCというのは、ウインドウズのOSは今何でしょうか。それと、国の経済対策補正予算でタブレットを一定の全員に配付するというような話がありましたが、その辺については町はどのように認識し、どのようにする予定でしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えさせていただきます。

学校のほうにつきましては、この夏休みに整備させていただき、今ウインドウズ10のほうに全てなっております。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） パソコン、タブレットを各児童に配付するという話ですが、これはあくまでも新聞記事の話でありまして、私どものほうに正式にそういう方針が決まったというのはありませんので、あくまでもそういったことがあるかもしれないという状況だと認識しております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） わかりました。

まだ国会で議決されたわけではないので、その辺は何ともいえませんが、いずれにしてもうちの場合は各教室全てに電子黒板を配付して、学校の校舎内のWi-Fiの増強工事も終わっておりますので、もし機会があればそういうのを捉えて整備していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

避難所マップのホームページのトップページからのアクセスについては、ぜひ早急によりしくお願いいたします。その点については、異論はありません。

馬ふんの堆肥のことについて再質問をさせていただきますが、笠松町では過去にブランド品開発の事業をいろいろ行っていますが、その事業内容と事業費、そして成果についてお知らせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 笠松町のブランドにつきましては、平成20年に笠松町ブランド検討委員会を設置し、5年間この委員会で検討されました。

その内容といたしましては、町の主な農産物である米の活用として、ハツシモの米粉を使用したお菓子、そして鮎鮎街道にちなんだ鮎燦燦の開発のほか、農協と連携してイチジクの産地化の推進などを進め、イチジクジャムを使用したどら焼き、あん巻きを開発し、試験販売しました。経費につきましては、ブランド検討委員会へ5年間で77万8,000円の補助金を支出しております。主な内容は、イチジクの苗木代、試作品の材料費や制作費用であります。ハツシモの米粉はある程度のレベルの品物はできるものの、原材料となる米粉が町内産でないこと、米の知名度が他の地域に比べ低いことなどから、町のブランドとしては商品化には至りませんでした。また、イチジクにつきましては商業ベースとして成り立つ水準の商品販売には至らず、現在生産者において農協のおんさい広場に出荷している状況であります。また、委員会で検討されました鮎燦燦につきましては、現在も料理店で販売されていると聞いております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

私もそのイチジクと鮎燦燦が多少流通しているというのは知っていますけれども、どの程度

流通しているかというのは把握されていますか。

○議長（伏屋隆男君） 堀環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

正確な流通というか、数は把握はしていませんけど、現在ふるさと納税の返礼品ということで鮎燦燦も扱っておりますし、ふらっと笠松のほうでも取り扱いをしております。また、調理店のほうでも扱っておるという状況で、申しわけありません、数までは把握はしていません。

イチジクにつきましても、数軒の農家さんが農協のおんさい広場のほうに出荷をしているということで、そちらも数について把握は現在していません。以上でございます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4 番 川島議員。

○4 番（川島功士君） ありがとうございます。

ふるさと納税でどれぐらいの注文が来たのかというのはわかると思うんですけども、各お店でどれくらい売れたかというのはわからないかもしれませんけれど。例えばふらっと笠松で幾つ売れたかとか、ふるさと納税にどれだけ注文が来たかというのはわかると思うんですが、その辺はどうですか。わからないですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 後刻お伝えいたします。今調べると時間がかかりますので、済みません。

〔4 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4 番 川島議員。

○4 番（川島功士君） わかりました。

先ほどの答弁の中にも、公益性や公共性、そして経済性や継続性ということを検討しなければならぬということがあったんですが、当時、事務方としてはそういうことを検討された結果だったのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 当時、私はこちらのほうにおりましたので、状況は今の議員と同じ立場でした。

私のそのときの思いとしましては、そもそも行政がこういったブランド開発するのは無理ではないかというような趣旨で質問させていただいたことがあります。図らずしも実際にブランドとして成功しているとは言えない実情があります。ですので、検討していたかどうかは今ちょっとわかりませんが、結果を見ればやっぱりこの世界だと思いますので、うまくいかなかったというのが正直な印象であります。

〔4 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 同じこちら側にいましたので、当然その都度補正予算なり何なり、あのときは5年間で300万ぐらいの補正予算だったと思うんですけども、議決した責任というのもしっかりこちら側にはあるとは思いますが。

町長言われたように、確かに今、現時点において、そこで答申されたものがブランド品として成功しているかという、そうではないというふうに思います。ぜひとも民間の力をフルに活用してやっていきたいとは思いますが、もう一つ考え方に対する質問をさせていただきます。

今、1階のエレベーターの横にEARTHおじさんのポスターが張ってありますが、全くどこの団体が出したポスターかというのはわからないわけです。内容はとてもいい内容で、私も張っていただくことは大いに賛成なんですけれども、どこの誰がどういう目的で出したかというのがわからない。役所に張るにしては、もう少し何か説明があってもいいかなと思うんですが、張ること自体は全然問題ないんですけども。内容について、書いてある内容は、先ほど申しました、いわゆるSDGsをわかりやすく記載されているというような内容に準じていると思いますが、その点について、SDGsというものの考え方の方向性について、町長としては問題ないかどうかということを確認したいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ポスターの件ですが、出された方は町内の環境問題に非常に個人的にも関心のある方、ポスターは実は下があったんですが、そこにちょっと書籍のPRみたいなことが書いてあったので、その辺を配慮してカットさせていただいたということ、まず御了承していただきたいと思います。

そしてSDGsなんですが、非常に世界的、日本国中でも政治家、企業家の皆さんいろいろバッジをつけており、私も持っているんですが、SDGsをいろいろ今見ていると、非常に守備範囲が広いんです。全てにおいて当てはまるんですね。17と230に近い、これははっきり言って、どんなことでもSDGsに入ってしまうんですよ。ですから、その中でうちの地域に合ったものを何を選ぶかというのが私は大事だと思います。これは、これからまた議会の皆さんや、あるいは町内の関心のある方々ともいろいろ話をしながら、笠松町らしいSDGsの取り組みというのをこれから検討していく、それが重要な課題になっていくかと思っておりますので、またその節は御提言のほどよろしくお願ひしたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） わかりました。

笠松らしさがあれば、SDGsについて方向性としては間違っていると思っていないと理解

しますけれども、それでよろしいですか。

○町長（古田聖人君） はい。

○4番（川島功士君） わかりました。

先ほど答弁にもありましたように、こちらのほうで馬ふんの活用方法、処理方法などを具体的にプレゼンできるような準備をさせていただきますので、もしそうなった場合はそれなりの御協力、金銭的な御協力はなかなか難しいかもしれませんが、側面的な支援、後方的な支援というのをお願いしたいと思いますが、そのことについてはよろしいですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほどの答弁のように、私の基本として、お話は幾らでもお聞きします。また、一緒に考えたいと思いますが、やはり、ある程度採算ベースに乗った段階で出していただけるほうが、どちらかといえば我々もサポートしやすいんじゃないかと思います。

正直言って、こういった商品開発とかブランド開発、我々行政の人間は不得手でありまして、全く素人でございます。どの時点で我々が参入できるかということも、今の段階わかりません。ですので、仮にそういった方々が民間の事業者であれば、ある程度民間の中で成果を出していただいて、その上で我々ができることを考えていくというほうが、継続性という意味においてもいいです。例えば一つぽっとヒットしても、今の時代、スパンが非常に短いわけです。やっぱり1年2年かかります。また、農産物になりますと、当然生産者、農家の方々の意見も聞かなきゃいけないということですので、その時点から我々行政が介入して一緒になってやっていくというのは、非常に時間も経費もかかります。また人員をこちらに注入するとなると、ほかの行政のほうにも支障が出ると思いますので、できましたらある程度形になったものとして検討させていただくのが一番ベターではないかと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） おっしゃることはよくわかります。

しかし、事、馬ふんになりますと、例えば一業者が個人で馬ふんを集めてくるというのはなかなか難しいものでございます。基本的に笠松らしさを出した、先ほど言ったSDGsのことを考えますと、競馬場の馬ふんを活用していくということになります。そうすると、一業者が、馬ふんを全部くださいと言っても、ああそうですかというふうにはなかなか決まらない。そういった場合には、ぜひとも行政として、そういうものを前提として笠松競馬場とは一緒に話し合っていたくというスタンスは必要かと思いますが、その辺のところについてはどうふうにかえますか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほど一業者と言われましたが、多分そういったお話でしたら、幾つか

の業者が参入していただけたと思います。

やはりこれは競争の原理を知っていただいて、あくまでも業者に対して、もし複数あれば公平に。当然のことながら企業努力ということで、最初からなかなか難しいのじゃないか、まず競馬場のほうへ言っていただいて、競馬場の担当なり、また構成団体へ。県あるいは競馬議員の皆さん方がこれはいいなというふうに言っていただけたら、また話は進むと思いますが、現段階でやっぱりその企業の方、あるいは事業者の方が、まずはそういった売り込みといいますかアプローチをしていただくのが筋ではないかと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） おっしゃることはよくわかります。

私も競馬場へ現実に出向いてお話をさせていただいていますし、現状も厩舎の中も視察もさせていただいております。そこで働いている方から直接お話もお聞きしております。競馬場に幾つかの提案がなされているのも知っておりますが、例えば堆肥化したものを全て引き取るというところは、今のところないわけですよ。今のところそういう業者の提案はなくて、一つだけだと思っております。そうなった場合に、例えば余った堆肥をどうするかというと、廃棄物として処分して競馬場に言われているようであります。競馬場としては、もし余ってしまったものを廃棄物にする場合、幾らかかるか算定ができませんよね。だから、なかなか返事ができないと聞いております。

確かにこれからもっと緻密にきちんと積み上げていかなければならないと思いますけれども、ただ単に処理すべきなのか、お宝として活用すべきなのかというのは、これからしっかりと検証して提案をさせていただきたいと思っておりますので、検討いただけるということだけ返答いただければそれで結構だと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） いずれにしても、堆肥化の問題、この場で私、笠松競馬場の管理者としてはお答えできないんです。客観的に見て重要な問題であると思っておりますので、いろんな意見、あるいはいろんな提案をいただきながら、一番コストがかからずに、そして何よりも大事なものは継続的にやっていただけるものを検討していくのがあるべき姿だと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

いずれにしても、いろんなことを突き詰めていって、最終的にいろんな結果を出せるものだと思いますので、そういうものができるようにこれから準備してまいりたいと思っております。

もちろん私がやるわけではないんですが、一緒に勉強していきたいと思っておりますので、議員の

皆様や執行部の皆様にも、競馬場の管理者としても、そういうものの認知はしっかりしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これで質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

---

## 日程第2 第71号議案から日程第18 第87号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、第71号議案から日程第18、第87号議案までの17議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第71号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 7ページなんですが、小学校校舎修繕等工事請負費ということで、これって松枝小学校のことを聞いたと思うんですが、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

議員言われておるように、松枝小学校のひさしの部分のことをごさいますて、8月24日に先端部分よりモルタルが落下いたしまして、9月中に劣化状況調査を実施いたしました。モルタルの浮きとか、そういったところも調査をさせていただきますて、モルタルの剥離は突発的な要因とは考えがたく、昭和40年代の建築物であることから、経年劣化によるものであるということで結果をいただいております。何らかの要因で剥落する可能性があるということで補修をさせていただきますております。

それで、今回は校舎の東側と西側のYの字部分の屋上のひさし、3階、2階のバルコニーの側面のうち、調査の結果、浮きが出ている部分につきまして、モルタルを部分撤去させていた

だいた工事でございます。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり承認することに決しました。

第72号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

第73号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

第74号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

第75号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

第76号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

第77号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

第78号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） これは、放課後児童クラブの料金の改定によるものなんですけれども、関連でお聞きしたいんですが、最近民間の事業者というのがあちこちに出てきておまして、学校まで迎えに来て預かるというようなことが起こっているようです。笠松町の小学校に関係して、そういう事業者がどれぐらいあるのかということとか、どういう運営をされているかということについて把握されているかどうかお聞きいたします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 児童クラブの民間の事業者につきましては、町が今実施している放課後児童クラブのあり方のようなものについては、民間であれば、町のほうにまず届け出をされます。それに類似した、例えばスポーツをそこで一緒にやっていたりとか、塾と一緒にやっていたりとかというようなものについては届け出がありません。

ですので、町内にそういう事業者があるのかということとかについても町のほうでは把握はしておりません。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 民間の事業者の場合は、そういう特徴的なことをうたい文句にして子供さんを集めておられるところが少なからずあるように聞いております。

実は、放課後児童クラブに行くように、例えば、水曜日はAという業者のところへ行く、木曜日はBという事業者のところに行くと、それ以外のところは町の運営している、福祉で運営している児童クラブのほうに行くというようなことが起こっているようでありまして、きょう、本当はどこへ行くのかという調整に大変手間取っている。どこへ子供を帰すべきなのか、本当にお迎えに来た事業者に渡していいものかどうかという部分について、非常に学校側では困っているような話をお聞きしますが、そのことについてどのように考えられますか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

町の児童クラブを利用してみえる方が、例えば曜日によってほかのところを利用して、町の児童クラブを欠席されるという場合については、児童クラブのほうから町のほうに連絡が入ります。その時点で、町のほうは、この方はきょうはお休みだという把握ができております。

実際、町を利用せずほかのところに行かれたりということは、もちろん親さんの責任でもって連絡をしていただくものだというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） もちろんそのとおりだと思います。

保護者の責任でやるべきだと私も完全にそう思っていますが、現実問題、例えば町のほうとか児童クラブのほうには連絡が行っているんだけど、学校側が把握していない。きょうは、どちらに行くという連絡もないので帰したら、ずうっと子供が一人で待っておったという事例があったようです。家の前だったか、中だったかは覚えていませんけれども、子供がひとりぼっちになったということで、多少の問題があったようであります。

なので、その辺のところをどういうふうに連絡をするのか、児童クラブにあった場合は、学校側との認識の共有をどのようにしているのか。学校側の持っている情報と児童クラブ側が持っている情報というのは、いつもそういうふうに同じになっているのかどうか。

それと、例えば、迎えに来るという場合は、学校側と保護者の取り決めによって、事業者が迎えに来るという形になり、学校側に保護者が行きますので、お願いします、学校側がわかりましたということになると思うんですけども、その辺の取り扱いについて、学校側はどのように把握しているのか。例えば無料のアンケートサイトなどを使って、認識共有が安価でできる方法がないかということは今私も調べておりますけれども、みんなの認識が瞬時に共有できるような形をとれるのが一番いいかなと思うんですが、その点についての考え方をお示してください。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 私も、具体例として掌握しているわけではありませんけれども、議員がおっしゃったとおり、保護者と学校との連絡がうまくとれずに、子供が学校に残っている場合や、先ほど例として出されたように、家庭に行っても家に入れないような状況もある。学校が保護者との連絡をきちんと取り合っているにもかかわらず、そのとおり動いていないということで悩みがあるというお話は校長から伺っております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） この議案は学童保育の料金の引き上げの中身で、国が30%、町が20%で補助をされて、引き上げの額が異なるような形になっているということでしょうか。その引き上げの理由は何でしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

この放課後児童クラブの運営費の2分の1相当を利用者の負担とするという国の基準があります。今回、近隣市町の状況とか、それから令和2年4月1日から、会計年度任用職員制度の導入による運営費の増加に伴いまして、利用料を改正させていただくものです。

国の基準の2分の1相当まで上げようと思いと、利用料を30%増額という形になってきますが、今回そこまで上げるのではなく、現在の利用料を激変緩和措置として一律20%を増額する。端数は500円単位で切り上げ、上限は1,000円までというふうでさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ここに書いてある国30%、町20%というのは、国も一応、学童保育をやることには補助を出しているのですか。それで、その補助は間違いなくこれからもずっと大丈夫でしょうね。それだけ聞かせてください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今の利用料は御本人さんからいただくものでありまして、国・県からは3分の1ずつ補助のほうが入ってまいります。今後も同じように3分の1ずつ入っております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

第79号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料の21ページですが、一番下の第11条の3項の(5)のところ、基本的にはこれまでは、「社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」というのに、今度はそれにプラスして、括弧いたしまして、（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）という形で、少しトーンダウン、いわゆる資格について緩和されたと言えば緩和だと思うんですが、これについてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。人数が足りないがゆえの苦策でしょうか。お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回の専門職大学というものが、学校教育法の一部を改正する法律により新たに創設されました。それに伴いまして、今までの大学のところに、この専門職大学も加えたものでありまして、教育学とかという課程の部分はそのまま生きておりますので、その大学にこの専門職大学が加わったということです。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 基本的には、どの大学も1年間を前期、後期に分けたりしているんでしょうけれども、前期でということは、半年行けばということになるのではないかと思います。どのようなことでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

専門職大学につきましては、基本は4年になりますが、前期2年または3年、また後期が2

年または1年という、そういう課程がありますので、前期の2年、3年の部分を修了した者について含めるというものになります。

○議長（伏屋隆男君） よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） この専門職大学というのがどの程度あり、どのような課程で、ある意味では教育の分野の大学ではないかと思うんですが、放課後の子供たちだけのものの大学ではないのではないかとも思うんですが、その辺はわかりますでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

この専門職大学は、この平成31年度から始まったものですので、現在は2つの大学があります。これは大学と専門学校のよさを融合した、仕事に役立つ知識と技術を身につけるという大学でございまして、今の2校は直接的に教育とかという部分の大学ではありませんが、今後この専門職大学の中にそういう部分も入ってくるかと思えます。そのための整備をさせていただきました。

具体的にその大学の名前なんですが、国際ファッション専門職大学、高知リハビリテーション専門職大学の2校になっております。ただ、この国際ファッション専門職大学というのは、3カ所に学校があるようです。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 学童保育という子供たちが学業の残りを親にかわって面倒を見ていただくところであり、また課外活動として子供が人間として生きていく上でも大切な場所として設置されているものだと思いますので、私はこの資格を下げることはいいとは思えませんし、その大学も具体的にはよく知っておりませんが、やはりきちんとした資格を持った方たちで子供さんの面倒を見ていただきたい。それが思いですので、この措置の仕方には反対します。

○議長（伏屋隆男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

第80号議案 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

第81号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

第82号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 関連で質問させてください。

これは、岐センの跡地のところの道路認定だと思いますけれども、今、基本的にこの土地についてはどんな見通しの状況になっているかわかれば教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 旧岐センの跡地の状況でございますが、平成元年の11月中ごろの状況でございますが、全部で31区画が販売されておりまして、そのうち16のところには建物が建っているという状況でございます。実際に、あと6区画のほうに既に販売が済んでいるというような情報が入っております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ない」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

第83号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） それでは、お願いをいたします。

42ページの歳入の中で、子ども・子育て支援臨時交付金の関係ですが、補正が2,217万円の補正額でマイナスということですが、この実績というのか事情を教えてください。

43ページの国庫支出金、3項 委託金で、民生費委託金で14万8,000円増額の歳入になっているんですが、これはどういう結果であったのかお尋ねします。

44ページの19款 諸収入の中の雑入で、地域防災組織育成助成事業補助金というのがありますが、これについての説明をお願いします。

歳出のほうですが、48ページ、4款 衛生費、2項 清掃費で、塵芥処理費の説明の中なんですけど、小型家電再生処理運搬業務委託料についての説明をお願いします。

50ページですが、7款 土木費、2項 道路橋梁費の関係でお願いをいたします。

道路が寄附だとか、少し広くなったりしたところに用水をまたいで道路が広がっていきと、道路部分は広がったのですが、その用水路の部分についてはもとのままという、そのまま通

ったら危険だなど思うようなところがあるんですが、それについては用水路に当たるところは即できないものなのか、続けてやったほうがいいのかと思うんですが、どういう理由でそのようになっているのかお聞きしたいと思います。

9款 教育費、2項 小学校費で、小学校校舎修繕等工事請負費の中に、トイレの改良が下羽栗小学校で行われるということでお聞きしたと思いますが、このトイレはどのような形式のトイレなのかお尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） お答えを申し上げます。

土木費の関係で、道路拡幅の部分について寄附をいただいたりとかの拡幅で、後退した部分が用水にかかるということで、用水のほうが広がらないかというような御質問だと思いますが、開発等とかその家の状況によりまして、必要な場合についてはその部分を拡幅したり、橋梁のほうを広げたりとか安全対策は講じてまいりたいというふうには考えております。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず、42ページの歳入の子ども・子育て支援臨時交付金についてですけど、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、今年度につきましては10月から無償化されたわけですが、今年度の分につきましては国が全額補助をすると。そのうち、2分の1の県と町の負担分というところのその2分の1をこの臨時交付金で国のほうが見てくれるというもの。今回、その2分の1の交付金のうち、県の部分を国が県に入れ、県のほうから町のほうに支出されるというふうに変わりました。その分をこの国の交付金を減額しまして、43ページの県支出金、県負担金の民生費負担金、教育費負担金で増額をしております。

次に、43ページの国庫支出金委託金の民生費委託金につきまして、産前産後期間に係る免除申請の届け出を電子媒体で進達をするという、そのシステムの改修で、10分の10補助になっております。その補助の分で、歳出のほうでも同金額を上げさせていただいております。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは私のほうからは、44ページの諸収入、雑入の中の地域防災組織育成助成事業補助金について御説明を申し上げます。

この事業につきましては、今年度、消防団員の皆さんの防寒着を整備していこうということで、当初予算に計上させていただきまして、事業のほうを進めさせていただいているところでございます。

そのような中、実施に際しましては、一般財団法人の自治総合センターの助成金を活用でき

るということで、あわせてその助成の申請をさせていただいております。今般、そちらが採択をされまして、90万円の補助金が交付をされる見込みとなりましたので、財源内訳の補正をさせていただいたという内容のものでございます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 私のほうからは、48ページの第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目の塵芥処理費の中の小型家電再生処理運搬業務委託料について御説明をさせていただきます。

まず、この小型家電といいますのは、スマホや携帯、デジタルカメラ、ビデオカメラや携帯型のゲーム等々が該当してまいります。それを再資源化するというところでございますが、最近その量もふえまして、さらにその作業が手作業で分解をしたり、分別をするということで、その単価が上がったということと、作業量もふえたという2つの要因で、今回94万5,000円を増額補正ということで提案をさせていただきましたものでございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） 私のほうからは、51ページの小学校費の小学校校舎修繕等工事請負費についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、ある障害によりまして排尿に難のある児童が、令和2年4月より下羽栗小学校へ入学するため、多目的トイレの改修工事を実施するものでございます。

1階中央階段横には以前使用していた男子トイレがあります。現在は使用しておりません。そこを洋式トイレに改修するとともに、お漏らしをした際の着がえスペースなどを確保するような多目的トイレへの改修を行うものでございます。

○議長（伏屋隆男君） よろしいですか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、保育料の無償化の関係ですが、この10月から3月までの半年間は、国が全額を保障するというものではなかったでしょうか。それが直接町へ来たのと、県から半分来るのと合わせて全額という形になるんですか。それをお聞きします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

この10月から3月までの分につきましては、全額国の負担になります。

ただ、その国の負担金の入り方が、2分の1は国のほうの負担金で入りますし、残りの2分の1が今の子ども・子育て支援臨時交付金という形で入ってきます。その子ども・子育て支援臨時交付金のうち、そのまた2分の1、全体でいうと4分の1になりますが、その部分が本来ですと国から直接入るところが、県を通して入ってくるということで、その分を県の支出金に

組み替えをさせていただきました。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） よくわかりましたが、今年度は、この補正のやり方で進みますね。それでちょうど半年間ですので、3月で終わりますね。来年からは、また運営の仕方が違うと思うのですが、その点を教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

来年度からは、2分の1が国、4分の1が県、残りの4分の1が町の負担というふうになります。前倒して、県の負担部分を今年度から、国がまず県に入れ、県から入ってくる形をとったというものになります。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

安田議員。

○8番（安田敏雄君） 歳入の44ページの16款 寄附金、その中に教育費寄附金で200万円、光文庫整備基金寄附金ということで、ずうっとお世話になって200万円もらっているわけですが、この光製作所さん、また個人で松原登士弘さんには長いこと多くの寄附金をいただいているわけですが、最近も青パトの車をいただきました。1年のうちに寄附金とか目的寄附金ということで、福祉に関係、教育に関係と、年間を通じると幾つかあるんです。寄附金をその目的の基金へ入れたということですが、その後どんなふうで、きちっとこういうふうに使わせていただきました、またこのように効果がありましたという、言葉で言えば事後処理というんですか、そういうようなことを文書で出しておるのか。松枝の岩田さんにもたくさんいつも寄附金をいただいたわけですが、役場のもらったほうがしっかりと事後報告等をしていらっしゃるのか、そのときに感謝状を持っていただいて、それで終わりなのか。事後報告でこういうふうに福祉のほうでも役立てていただきましたとか、そういうようなことは寄附者に対してある程度、規約も何もないんですが、それは気持ちとして行っているのか。笠松町は厳しい財政の中、貴重な浄財をいただいているわけですが、そこら辺の対応は今どんなふうな状態になっているか。寄附金の取り扱いですね、事後の処理ですけれども、そんなことはどんなふう考えていらっしゃるか、町長さん、副町長さんどちらでも結構ですので、聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今の御質問でございますが、少額に限ってはその場で感謝状でおさめさせていただく場合があります。高額な寄附あるいは継続の寄附ですと、例えば光製作所さんで

したら、御挨拶に行ったときに、今最近こういうふうな状況という、町政の動向の中に御礼と、そして今の光文庫の活用についてお話しさせていただきます。また先ほど言われた岩田さんの楽器については、小学校とか保育所等に運動会等で招待しまして、実際にその場で見ていただくと、そういったやり方をしております。

また今後も、そういう機会がありましたら、寄附者に際してはしっかりと活用のことを報告しながら、またさらなる御協力を求めていくといった姿勢で臨みたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 今、古田町長さんからそういうお話を聞きました。

本当に貴重なる寄附金をいつもたくさんいただいているわけですね。吉村さんにも、大栄食品の方にもたくさんいただいているわけです。あの方も亡くなられたのですが、もらった、ああそうですかではおかしいのじゃないかなと思います。古田町長さんが言われたように、機会があればまた町政の報告なり、イベント等があれば招待するなり、いろんな面で支えていただく御礼方々済ましていけば、またこの笠松町に対して御理解いただけるのではないかなと私は思っていますので、そこら辺は見落としのないように要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

第84号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

第85号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 介護保険に関してのところで質問したいんですが、銀の郷の件ですが、笠松町が運営についての管理責任を持つ形の施設と聞きますが、この1年間とか、このごろの様子などで、この1年のうちに何回か指導をされたのか、その状況を教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

銀の郷につきましては、地域密着型の施設でありまして、町のほうが指導・監督とかをしなければいけませんし、指定のほうもさせていただいております。

定期的に1年に1回とか2回とか指導のほうは入らせていただきますが、最近人員のこととかいろいろ気になることもありますし、今回9月末で6年間の更新の時期が切れまして、更新をするということもありましたので、春以降、頻回に銀の郷のほうには行って、いろいろ確認をしたり指導をさせていただきました。

9月末で一応更新はさせていただきましたが、それ以降もまだ体制が整わないというか、一応最低基準の整っている部分はありますが、まだ指導とかも必要ですので、繰り返し今現在も指導には入らせていただいております。

回数は、今把握ができておりません。ただ本当に必要なときに、県のほうも一緒に指導のほうに入らせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、あそこの定員とそのための職員、もちろん24時間運営する施設だと思いますが、中身をもう少し、何と何とで、例えばデイサービスをやるところなのかとかを教えてください。聞くところによりますと、人員が足りないというか、入れていない。本来なら、その人数に合った介護福祉士さんだとかあると思うんですが、何が問題なんですか。風呂には入らない、あかだらけでお医者さんにかかってくるとか、それから痩せ細ってしまって栄養が足りないのではないかというのを聞いたりしております。本当にこのままでいいのか、一旦そこへ申請されて入ってしまえば、出してもらおうことがなかなかできないという問題も含

めて聞いておりますが。

やはり回数ぐらいはきちっとしておいたほうがいいと思うし、何を指導したかもメモか、記録しておくべきではないかと思いますが、そういう点も含めてお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず、銀の郷は小規模の特別養護老人ホームになります。定員が最初は29名だったんですけども、9月27日現在で20名に変更されております。その20名のうち、入所される方が20名見えなくて、空床といいましてベッドがあいている場合は、そこの部分をショートステイというふうで利用することができております。

指導の回数なんですけど、令和元年、ことしの5月から11月28日までなんですけれども、合計31回ほど指導に入らせていただいております。

細かい基準のほうは今手元にないので申しわけないんですが、人員的に足りなかった部分というのがケアマネジャーさんと、生活相談員さんでした。

その部分を施設のほうも何とか人の確保ができるようにというふうで頑張っただけで努力はしていらっしやいましたので、その部分で最終的に9月末の更新の時期には、この人員の方はケアマネジャーさんも生活相談員さんもいらっしやるということで、更新をさせていただいております。細かいそれぞれの人員は、また後ほど御報告させていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 31回も行っていらっしゃるんですけど、実情を把握するのに難しい状況にあるのではないかとこのうわさでは聞いておりますが、その点はどうでしょうか。

そして、このまま何か事故があったときは、町としてはどのような責任をとることになるのか、その点もお聞きしておきたいです。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

31回指導は入らせていただいておりますが、なかなか状況が確認しづらいときもありました。でも、一歩踏み込んでそれでもということを確認のほうをさせていただいたり、その日その日によって確認できた部分、できない部分というのがございました。

回数を重ねながら、より細かいところまで確認して指導ができるようにというふうに入ってきております。実際、ショートステイの部分は県のほうの指定になりますので、常にこの31回の指導は県とともに実施しております。

今後もし事故がというお話ですが、事故が起こらないようにするのが一番大事なことです。事故が起こるような状況になりそうでしたら、県とともにこの施設のほうに、極端な話をしま

すと一時停止とか、そういう形でこの施設の運営を少し控えていただいたりというような対応が出てくることもあるかもしれません。どちらにしても、事故が起こらないように、できるだけ頻回に指導のほうをしていきたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後2時32分

